



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#)
平成27年11月号 予防タイムズPART4

平成27年11月号 予防タイムズPART4

ページ番号189944

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)

[f シェア](#)

2015年11月2日



この度、京都市火災予防条例(以下「市火災予防条例」といいます。)を改正します。主な改正点は、次のとおりです。

◆ 放火火災防止対策

放火は、昭和51年以降、39年連続して本市における火災原因の1位となっています。年間発生件数は、平成10年の126件をピークに減少に転じ、現在はピーク時から半減しているものの、近年は横ばいの状態となっています。

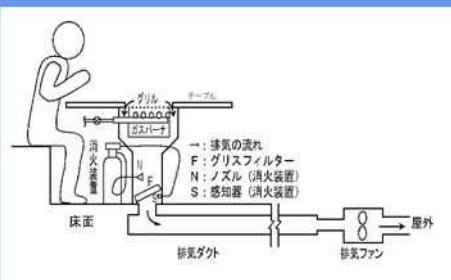
そこで、放火による火災を減少させるために、市民が放火防止対策に主体的に取り組むことと具体的な実施事項を市火災予防条例に定め、放火防止対策の更なる推進を図ることとしました。市民が主体となって取り組む事項は、次のとおりです。

- 1 市民は、放火による火災を防止するため、地域社会の一員として相互に協力し、放火による火災の予防に関する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して、放火されない環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 市民は、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
 - (1) 屋外及び屋内のうち関係者以外の者が容易に立ち入ることができる部分に可燃物をみだりに存置しないこと。
 - (2) 建築物等への侵入を防止するための措置を講じること。
 - (3) 夜間に、屋外の照明を点灯することその他屋外を放火の抑止上有効な明るさに保つ措置を講じること。
 - (4) 放火による火災を抑制し、又は早期に発見するための機器を設置すること。
 - (5) 放火による火災の防止に係る地域における活動に積極的に参加すること。
 - (6) その他放火による火災の防止に必要な措置を講じること。

◆ 下方排気方式の厨房設備等の設置届出に関する基準の整備

近年、焼肉店等において、各テーブルで客自らが調理できる無煙ロースター(下方排気方式の厨房設備)を設置する店舗が増加していることに伴い、当該設備の排気ダクトから出火する火災が増加しています。

厨房設備を設置する場合、排気ダクトや可燃性物品との離隔距離や不燃材料による被覆等について、市火災予防条例による設置基準を設けていますが、これまで、入力(厨房設備を動かすために必要なエネルギー量)の合計が350kw未満の厨房設備では「厨房設備設置届出書」の提出を必要としなかったため、施工の際に、基準適合の可否を確認できない状況にありました。そこで、今回の市火災予防条例の改正によって、下方排気方式の厨房設備等についても設置届出の対象とし、事前の指導や施工時の確認を行うこととしました。



◆ 消防用設備等に係る規定整備

近年、インターネットカフェ、カラオケボックス、ホテル、病院、そして社会福祉施設からの火災により、多数の死傷者が発生したことから、消防法施行規則等が改正されるとともに、建物の用途判定基準が変更されました。これにより、市火災予防条

例に規定する消防用設備等の設置基準にも影響が及ぶことから、現行基準と同等の基準となるよう規定整備を行うこととした。具体的な改正内容は、以下を参照してください。

*** 消防法施行規則等の改正経緯と概要**

○ 消防法施行令改正（平成25年・26年）

近年、カラオケボックス、旅館・ホテル、病院及び社会福祉施設での火災による死傷者の発生が続き、自動火災報知設備などの消防用設備等の設置基準が強化され、これらの用途については面積にかかわらず設置を要することとなりました。

しかし、これらの用途が防火対象物の一部分にわずかしかない場合は、独立した用途とはせず、全体を主たる用途に含めて单一用途とする取扱い、いわゆる、みなし従属としていたので、消防用設備等の設置義務がなくなるという矛盾が生じてきました。

※ 以下に記載の「○項〇（例：（5）項口など）」は、消防法施行令別表第1に掲げる区分によるものです。

みなし従属

(例) 
共同住宅 400m²
福利施設 30m²

共同住宅（5）項口として取り扱う

○ 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いの一部改正

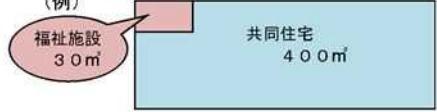
（消防予第81号 平成27年2月27日）

そこで、みなし従属を適用しない用途が拡大されました。これにより、みなし従属を適用して単一用途としていた防火対象物のうち、次に掲げる用途が含まれるものは**小規模特定複合用途防火対象物**として扱うこととされました。

小規模特定用途複合防火対象物
みなし従属が適用されないことで（16）項イとなるもの（特定用途が全体の300m²未満かつ10%以下であるもの）

みなし従属を適用しない用途

(2) 項ニ・・・カラオケ、インターネットカフェ等
(平成20年8月28日付け消防予第200号)
(5) 項イ・・・旅館、ホテル等
(6) 項イ・・・病院、診療所等で利用者を入居させ、宿泊させるもの
(6) 項ロ・・・老人福祉施設等
(平成21年3月31日付け消防予第131号)
(6) 項ハ・・・老人デイサービス、保育所、福祉センターなどで利用者を入居させ、宿泊させるもの

(例) 
共同住宅 400m²
福利施設 30m²

小規模特定用途複合防火対象物
(16) 項イとなる。

○ 消防法施行規則の一部改正

小規模特定用途複合防火対象物になることで、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合、建物全体への過大な影響を防ぐため、ホテルや福祉施設等の小規模な特定用途部分以外の大部分には、消防用設備等の設置を要しないこととする措置が図られました。

(例) 自動火災報知設備

消防法施行令第21条 自動火災報知設備に関する基準

- ・(5) 項口 500m²
- ・(6) 項口 面積規定なし
- ・(16) 項イ 300m²

みなし適用あり

- ・(5) 項口
- ・共同住宅
- ・400m²
- ・義務なし



みなし適用なし

- ・(16) 項イ
- ・特定複合用途
- ・防火対象物
- ・400m²
- ・全体に義務あり



消防法施行規則改正後

- ・(16) 項イ
- ・小規模特定用途
- ・複合防火対象物
- ・400m²
- ・福祉施設部分のみ
- ・義務あり



(例) スプリンクラー設備

消防法施行令第11条 スプリンクラー設備に関する基準

- ・(5) 項口 11階以上の階のみ
- ・(6) 項口 面積・階規定なし
- ・(16) 項イ 11階以上の防火対象物全体

みなし適用あり

- ・(5) 項口
- ・共同住宅
- ・11階以上ののみ
- ・義務あり



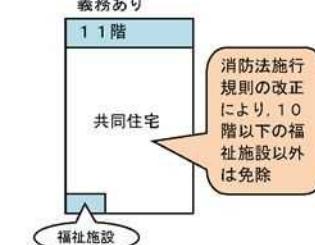
みなし適用なし

- ・(16) 項イ
- ・特定複合用途
- ・防火対象物
- ・各階義務あり



消防法施行規則改正後

- ・(16) 項イ
- ・小規模特定用途
- ・複合防火対象物
- ・11階以上及び
- ・福祉施設のみ
- ・義務あり

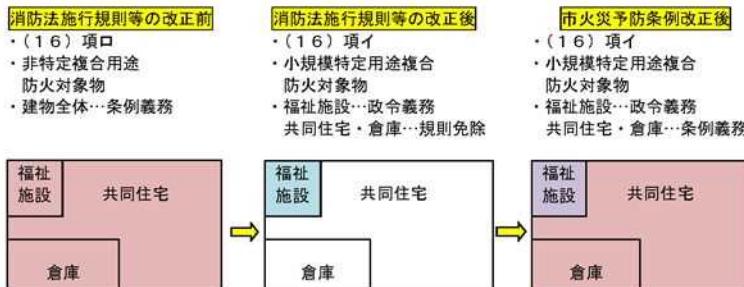


*** 条例の改正概要****○ 消防法施行規則等の改正による条例への影響**

消防法上の建物用途判定基準が変わることにより、防火対象物の実態は変わらないのに、市火災予防条例に基づき設置を義務付けていた消防用設備等が不要となるなど、防火対象物の用途に応じて市火災予防条例で付加していた安全性に影響が生じることとなるため、現行基準と同等の基準となるよう規定整備を行うこととしました。

(例) 京都市火災予防条例第41条 自動火災報知設備

自動火災報知設備の基準は市火災予防条例改正前と同じ取扱いになるよう、規定整備を行うこととしました。

**○ 改正する条文**

以下の条文にあっても、条例規定の趣旨が変わらないように改正を行うこととした。

- 第3条の4 廚房設備
- 第39条 スプリングラー設備
- 第41条 自動火災報知設備
- 第44条 客席誘導灯
- 第45条 連結送水管
- 第46条の4 総合操作盤

○ 例外的に扱った条文

第36条 消火器

消火器にあっては、条文が制定された当時（昭和48年）の趣旨では、複合用途の防火対象物においては、小規模であっても出火危険が高いことに着目し、構成用途ごとに消火器の設置を求めるというものであるため、今回は条文の改正をせずに用途が小規模であっても設置を求めることとしました。

これにより、消火器の設置個数が増加する場合もありますが、消火器は初期消火に使用する設備であり、できるだけ身近な場所に設置することが必要で、また、工事不要で、事業者に対する経費負担も少ないと踏まえて、改正を行う必要はない」と判断したものです。

◆ 防火対象物使用開始届に係る規定整備

防火対象物を新たに使用開始する際、一定の用途・規模に相当する場合には、使用を開始する7日前までに必要な資料を添付して使用開始の届出を所轄消防署長へ提出することとしています。また、法令改正により、これまで届出対象外であった既存の防火対象物が届出の対象になる場合は、その都度、京都市火災予防規則を改正し、附則に経過措置を規定して届出の提出を求めていました。

今回、市民により分かりやすく、周知を容易にするため、市火災予防条例において使用開始届出に係る規定整備を行い、法令改正により届出の要件に該当することとなったときは、その日から30日以内に所轄消防署長へ届け出なければならないこととしました。

◆ 施行期日

公布日（平成27年11月11日）

この条例は、公布の日から施行します。ただし、厨房設備に係る改正規定については、平成27年12月1日以降に設置工事に着手する厨房設備について適用し、12月1日の前に設置工事に着手した厨房設備については、届出は不要としています。

また、防火対象物の使用開始の届出に係る改正規定については、従前は届出が不要のもので、現に改正後の届出対象に該当する場合は、施行日から30日以内に届け出なければならないこととしています。

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.

現在位置：[トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#) 平成27年11月号 警防計画課通信

平成27年11月号 警防計画課通信

ページ番号189640

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)[シェア](#)

2015年11月2日



警防計画課について

警防計画課って何をしているの？

なんとなく分かっているようで分からない、それが警防計画課かと思います。「Web京都消防」への初寄稿を記念しまして、今回の警防計画課通信では、改めて警防計画課の業務について紹介したいと思います。

警防計画課は、現在、課長以下8名が勤務しており、大きく、「警防管理」「計画」「広域応援」の3つに分かれて業務を担当しています。各担当の主な業務内容について、特に最近の動向を中心に説明します。

警防管理担当

◆ 震災、水災、特殊災害及び武力攻撃災害に関すること

大きく分類すると、自然災害とテロ災害等に関する事務の総轄や警防対策に関する事を担当しています。いつ起こってもおかしくない時期を迎えていたといわれる南海トラフ巨大地震等、かつては震災対策が様々な計画の想定の中心でしたが、ここ数年は、毎年、全国のどこかで大きな水災が発生していることから、水災に特化した取組が迫られています。



例えば、京都市「雨に強いまちづくり」の推進行動計画に盛り込まれた事業の推進等、他部署と共同して行う災害対策事業について、消防局の窓口として調整等を行っています。

そのほかには、「テロ災害対策」という観点から、皇室関係者や外国からの要人が京都市内へ来られる際の警備に関する連絡の窓口となり、関係する部署や他機関と調整をしたりもしています。

◆ 名神高速道路消防協議会に関するこ

一般的に、その名称も存在もあまり知られていませんが、「名神高速道路消防協議会」という組織があります。実は、この組織、40年以上の歴史があり、「岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県における名神高速道路の沿線都市が相互に連絡を密にし、消防及び救急業務を円滑、かつ、適切に実施すること」を目的に、毎年、消防機関、警察、道路管理者といった構成団体関係者が一堂に集う総会や、消防隊、高速警察隊、道路管理者との合同訓練、高速道路災害をテーマにした防災研修会等を開催しています。京都市消防局長が協議会の会長を務めており、さらに、警防計画課がこの事務局を担当しています。

◆ 機動二輪車（消防バイク）について

京都市消防局には、災害時の情報収集や各種訓練をはじめ、京都市内で行われる祭礼の人出や道路の混雑具合、沿道の状況などを把握するため、その機動性を生かして活躍する消防バイク隊(KYOTO REDWING)があります。最近、一般

社団法人日本自動車工業会二輪車特別委員会から発行された「防災・災害対策で活動するバイク隊」という事例集で紹介されました。

この機動二輪車(消防バイク)も、警防計画課で運用、管理を担当しています。



計画担当

◆ 警防活動の組織及び制度に関すること

近年の災害の様態等を勘案し、また、新消防指令システム整備に伴う大規模災害情報共有システムの運用を考慮し、増強警防態勢の班編成や各班の要員数について検討しています。

◆ 消防隊及び救助隊の配置計画に関すること

消防救助課や指令課、装備課と連携するとともに、庶務課や施設課と協議しながら、災害現場活動の戦術に応じた適正な部隊や車両の配置、更新車両についての検討、協議などを行っています。

広域応援担当

◆ 緊急消防援助隊に係る事務の統轄に関すること

これは、関係する部分が多いので、皆さんも御存知だと思いますが、緊急消防援助隊に関する事務を担当しています。

総務省消防庁では、緊急消防援助隊の登録目標隊数を現在の4,600隊から、平成30年度末までに6,000隊にする計画としており、当局においても、順次、見直しを行っています。

本年度は、10月17、18日に近畿ブロック合同訓練が京都府(宇治市、城陽市、久御山町)で実施されました。今月号のアルバムページに、合同訓練の模様を掲載していますので、併せて御覧ください。また、5年に1度の全国合同訓練が、11月13、14日に千葉県で行われる予定です。



◆ 消防相互応援協定に関すること

相互応援といっても、例えば「隣接市町」「府内消防」「五都市」など、様々な形での協定を結んでおり、協定に基づいた応援、受援の事務についても警防計画課で担当しています。

以上、非常に簡単に説明しましたが、興味のある方には実際に業務を担当していただくのが一番理解が深まるかと思いますので、次の人事異動で警防計画課への配置を希望されてみてはいかがでしょうか？

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119

ファックス：075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#)
平成27年11月号 消防活動へのとびら

平成27年11月号 消防活動へのとびら

ページ番号190140

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)[f シェア](#)

2015年11月2日

消防活動へのとびら

水災害対応訓練施設を活用した特別救助訓練を実施

消防救助課



京都市消防局では、平成25年の台風18号による嵐山・中之島一帯の冠水に伴い、多くの住民が取り残された水災事故や、近年多発する大規模な水災害を受け、消防職員や消防団員の活動能力の向上を図ることを目的に、水災害に特化した訓練施設の整備を進めてきました。平成27年9月に「水災害対応訓練施設」が京都市消防活動総合センター内に完成しましたので、訓練施設の概要とこの訓練施設を活用して実施した特別救助(部隊合同)訓練について、紹介します。

1. 水災害対応訓練施設の概要

(1) 主な特徴

「水災害対応訓練施設」は、移動可能な地上設置型水槽で、水没車両、降雨体験ノズル、浸水体験用ドア及び階段が設置されており、消防職員や消防団員等に求められる水災害に対する訓練や浸水体験などを行うことができます。



水災害対応訓練施設 諸元	
長さ	10m
幅	5m
高さ	1.2m
運用水深	1m
重量	8 t
降雨体験ノズル	時間雨量 100mmの体験が可能



流水訓練・体験階段



降雨体験ノズル



浸水訓練・体験ドア

(2) 運用方法

「水災害対応訓練施設」は、次のような訓練や体験(例)に使用します。

- ア 水没車両からの救出訓練
- イ 浸水時における土のう積みなどの水防工法の訓練
- ウ 救助ボート及び救命ボートを使用した救出訓練
- エ 浸水時におけるドアの開放訓練・体験
- オ 流水時(階段)における歩行訓練・体験
- カ 降雨体験

2. 特別救助(部隊合同)訓練

(1) 訓練想定

台風接近に伴う集中豪雨により増水した用水路に車両が転落し、車両内及び車両周囲に要救助者3名が取り残されている想定。

(2) 参加部隊

指揮隊、消防隊及び救助隊

1回の訓練に指揮隊1隊、消防隊2隊、救助隊1隊の計18名と救急隊1隊(仮想)が参加し、6日間で計18回の訓練を実施しました。

(3) 環境設定

1. 当該訓練施設に実際に車両を水没させ、車の天井に1名(生体)、車外において車にしがみついている1名(生体)、車内に閉じ込められている1名(訓練人形)の計3名の要救助者を配置しました。
2. 降雨体験ノズルからの降雨や筒先からの放水を活用した水流、プロワー車を活用した強風により、現場の環境に近い厳しい気象条件を作り出しました。

(4) 訓練主眼

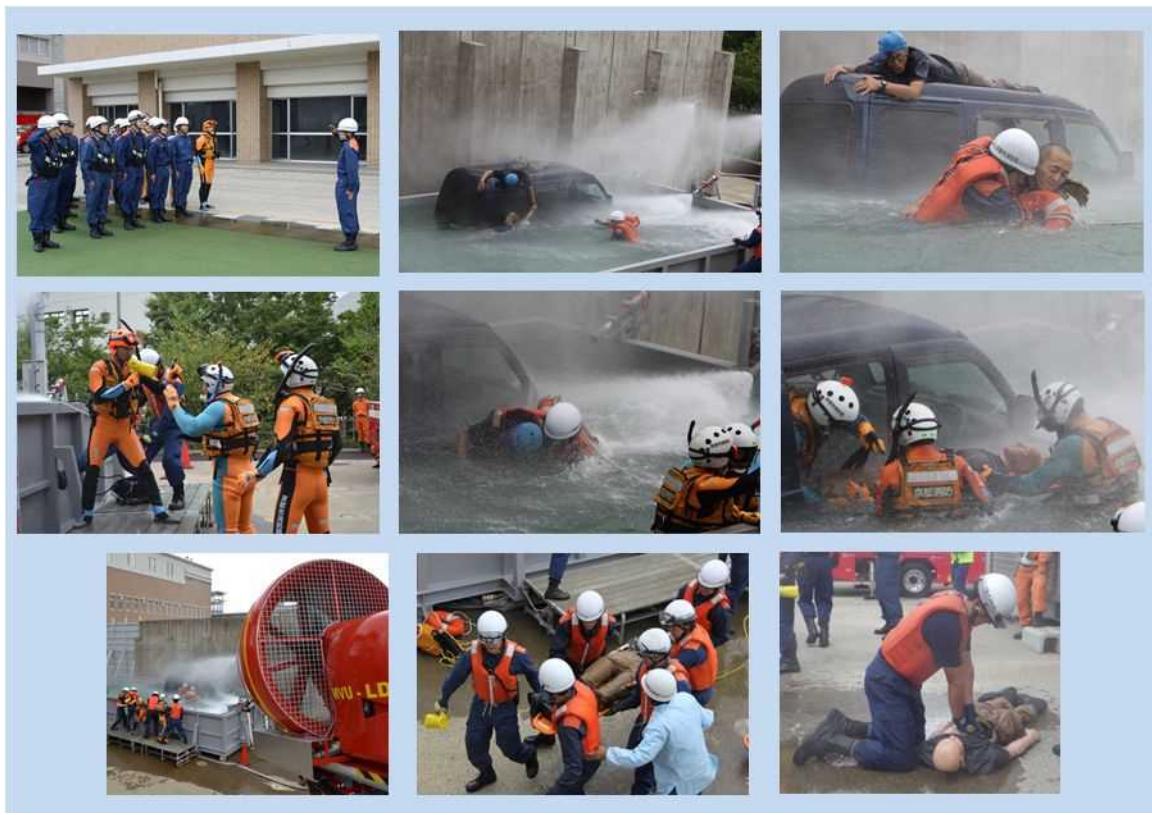
次の訓練主眼に沿って、指揮隊を中心とした部隊の連携活動の向上を目指した訓練としました。

1. まさに流されそうになっている目の前の要救助者に対し、バックアップラインなどの安全措置を図りながら、迅速かつ的確に救出活動が行えるか。
2. 知り得た情報を、的確に後着部隊に無線により周知し、継続的に円滑な連携活動を行えるか。
3. 混とんとする現場で、的確な指揮活動が行えるか。

3. 訓練を終えて

今回の訓練に際し、各部隊が訓練主眼に沿って積極的に取り組んだことにより、指揮者を中心とした部隊の連携活動の向上につながり、次の事項を配意した迅速かつ的確な救出活動が実施できました。

1. バックアップラインなどの安全措置を図りながら、要救助者の優先順位(危険度)を見極めた救出活動の実施
2. 部隊長を集めて状況を正確に伝えたうえで、各部隊の役割に応じた連携活動の実施



4. 訓練施設製作担当者から

最後に、「水災害対応訓練施設」の製作を担当した消防救助課 市田担当課長のコメントを紹介します。



「近年、多発している局地的な集中豪雨等による大規模な水災害を受けて、消防職員や消防団員による水災害に対する事前訓練の重要性を認識し、この施設を製作しました。製作に当たっては、非常に厳しい気象状況を再現した環境下で訓練ができるよう、プール製作の専門業者と協議しながら形にしていきました。この施設を活用して、より多くの消防職員や消防団員の活動能力の向上と、将来的には市民の方にも施設を体験していただき、水災害への対応能力の向上を図ってほしいと思います。」

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話：075-682-0119

ファックス：075-671-1195



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#)
平成27年11月号 調査マンからのメッセージ

平成27年11月号 調査マンからのメッセージ

ページ番号189651

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)

[f シェア](#)

2015年11月2日



暖房器具火災の季節

季節は冬本番となり、朝、布団から出るのがおっくうになってきました。皆さんの御家庭でも、そろそろ暖房器具を出そうかと思われている頃だと思います。ということは....。

そうです！皆さんの頭に浮かんだとおり、「暖房器具火災」増加の季節でもあります。

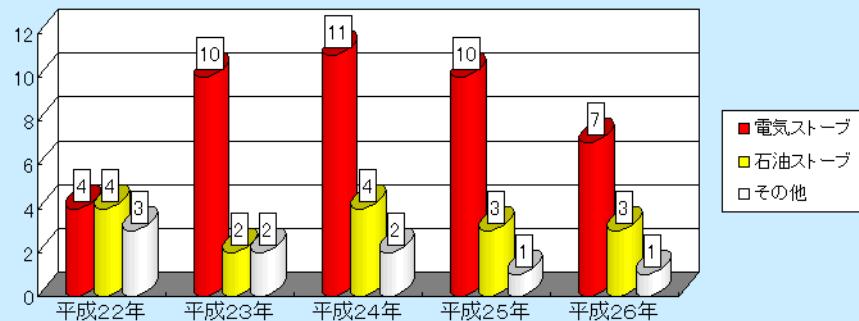
火災原因の中でも常に上位に位置する暖房器具。電気ストーブ、石油ストーブ、ガスストーブといった暖房器具は、正しい認識を持って正しく使用していれば、まず、火事になることはないのですが、悲しいことに火災は発生しています。

京都市では、平成22年から平成26年までの過去5年間で、暖房器具火災が67件発生しており、その発火源の大まかな内訳は、電気ストーブが42件、石油ストーブが16件、その他（練炭等）が9件となっています。

この内訳を見て、少し疑問に思われるかも知れません。確かに、以前は、石油ストーブが原因となる火災のほうが電気ストーブの件数を上回っていました。しかし、近年では、石油ストーブが安全性の高い石油ファンヒーターに替わったことや灯油の値上がり等の影響から、石油ストーブが原因となる火災は減少傾向にあり、逆に、安価で、給油等の手間が掛からず、石英管ヒーターやハロゲンヒーター、カーボンヒーターなど、様々な種類の電気ストーブが出現していることから、電気ストーブの需要が増え、電気ストーブが原因となる火災の件数は増加傾向にあります。

そこで今回は、数多くある暖房器具の中で家庭での使用頻度が高く、暖房器具火災の中でも火災の発生率が高い「電気ストーブが原因となる火災」について、注目したいと思います。

過去5年間の暖房器具火災発生状況



電気ストーブが原因となる火災の特徴

◆ 深夜から早朝にかけて発生！死者も...

電気ストーブが原因となる火災は、時間を問わず一日を通じて発生していますが、特に夜間の就寝時間帯から早朝にかけて多く発生しているのが特徴で、電気ストーブ以外の暖房器具が原因となる火災は就寝時間帯以外に多く発生していることから、この点が大きな違いと言えます。

なぜ、電気ストーブが原因となる火災は、就寝時間帯に多いのでしょうか？

電気ストーブは、石油ストーブやガスストーブといった他の暖房器具に比べ、直接「炎」が見えないこと、使用時に灯油などの「におい」や「すす」が発生しないため空気が汚れない、クリーンなイメージが強いこと、使用方法が手軽であることなどから、使用者の安心感が他の暖房器具に比べて高く、就寝時の暖房として安易に使用されるからだと思います。

しかし、電気ストーブは、特性として近くで使用しないと暖かく感じられないことから、つい、身体の近くに引き寄せて使用するケースが多いようです。

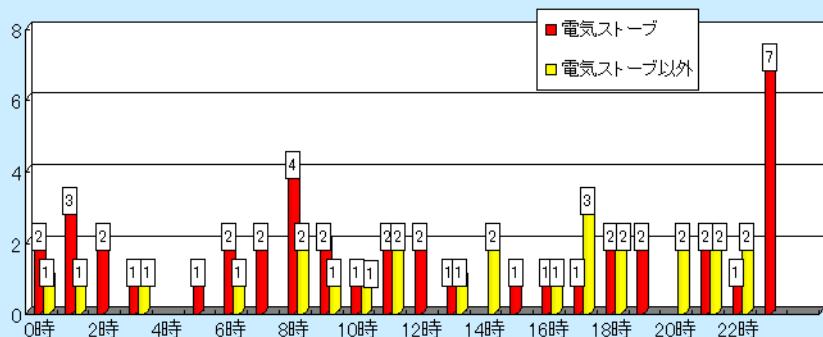
では、就寝中に使用すると、どのような危険性があるのでしょうか？

そうです！皆さんの御想像どおり、電気ストーブが原因となる火災の「着火物」は布団等の寝具類が多く、寝返りを打った際に布団が電気ストーブに接触しても、寝ていたため気付かずに避難が遅れ、死亡するケースが多く発生しているのです。寝相の悪い方は、特に御注意を…。

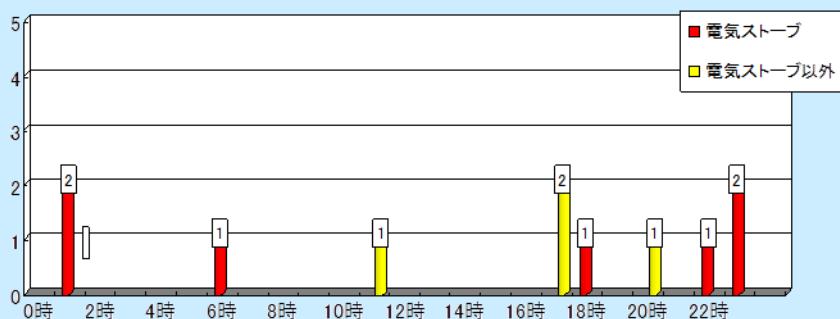
昨年、京都市では、暖房器具火災で11人の方がお亡くなりになっていますが、そのうち電気ストーブが原因となる火災では7人の方が主に就寝時間帯に、電気ストーブ以外の暖房器具が原因となる火災では4人の方が就寝時間帯以外に亡くなっています。このことからも、電気ストーブを就寝時に使用することがいかに危険か、分かると思います。

暖房器具火災の発生状況（京都市・平成26年）

時間別発生件数



時間別焼死者数



◆ 出火責任者の年齢は？

次に、直接、火災の発生に関係した人（出火責任者）の年齢を見てみましょう。昨年発生した、電気ストーブが原因となる火災42件のうち、65歳未満の方が出火責任者となった火災が21件、65歳以上の高齢者が出火責任者となった火災が21件と、同数でした。

電気ストーブが原因となる火災における出火責任者の年代別発生状況

年代	65歳未満	60歳代		70歳代	80歳代	90歳代
		~64歳	65歳~			
件数	16	5	1	7	10	3

◆ 電気ストーブが原因となる火災を防止するには…

暖房器具火災は、12月から翌年3月までの冬季に集中して発生していますが、取扱いが手軽な電気ストーブが原因となる火災については、石油ストーブなど他のストーブとは異なり、秋口から初夏まで、長い期間で発生している状況です。

電気ストーブが原因となる火災を防止するためには、当然ですが、「ストーブの近くに可燃物を置かない」「ストーブの上に洗濯物などの可燃物を吊ったりしない」「就寝時は必ずスイッチを切る」ことで火災減少につながるのですが、残念なことに、なかなか実践されていないのが実情です。しかし、この当たり前のこと、我々消防職員は市民指導等、様々な機会を通じて市民に周知し、火災の減少を目指しましょう。

様々な出火経過

火災に至るまでの出火経過は、人為的なもの、機械的なもの…と様々なものがあります。火災原因の調査業務を行う中でも、火災統計や火災報告を作成するに当たり、皆さんも疑問に思われたり、迷われたりすることが少なからずあると思います。

そこで、今回、少しですが、過去に発生した電気ストーブが原因となる火災の中から、実際に発生した火災の出火経過と火災報告の際に適用した統計コードについて、紹介したいと思います。

なお、今回文中に記載している「コード№」は、総務省消防庁が定める「火災報告取扱要領」の別表第3「出火原因分類表」の2表「出火経過」に記載されているものです。

◆ 火源あるいは着火物が運動により接触する

1. 可燃物が火源の上に転倒落下する(コード№41)

可燃物が距離のある発火源の上に落下して出火した場合は、「可燃物が火源の上に転倒落下する(コード№41)」を選びます。落下や転倒の原因是、自然(物理的)に起こるか、人が関わって(意図的ではない)起こるかは問いません。

過去5年間に暖房器具火災で9件発生し、そのうち電気ストーブが原因となる火災で4件発生しています。

«事例1»

2階寝室において、洗濯物を乾燥させるために電気ストーブの上部にハンガー等で吊り下した状態でそのまま就寝したところ、同洗濯物が電気ストーブ上に落下、接触し、出火したもの。

«事例2»

電気ストーブの近くに立て掛けていたベニヤ板が、作業機械の振動により倒れてストーブに接触し、出火したもの。

ハンガーに
掛けられた洗濯物

焼きしたストーブ
及び洗濯物

2. 可燃物が動いて火源に触れる(コード№42)

可燃物が距離のある発火源に触れて出火した場合は、「可燃物が動いて火源に触れる(コード№42)」を選びます。可燃物が接触するときに自然(物理的)に接触するか、人が関わり(意図的ではない)接触するかは問いません。ガスこんろに点火したところ、天ぷら鍋の中の油に着火してしまい、その原因が天ぷら鍋が傾いていて中の油がこぼれたため着火したと分かった場合は、この「42」を選択します。

この出火経過は、過去5年間で発生した暖房器具火災67件中34件と最も多く、電気ストーブ火災では42件中の32件と76%を占め、ダントツの第1位となっています。

«事例3»

1階寝室に設置の電気ストーブを点灯したまま就寝したところ、同ストーブに布団が接触し出火したもの。

«事例4»

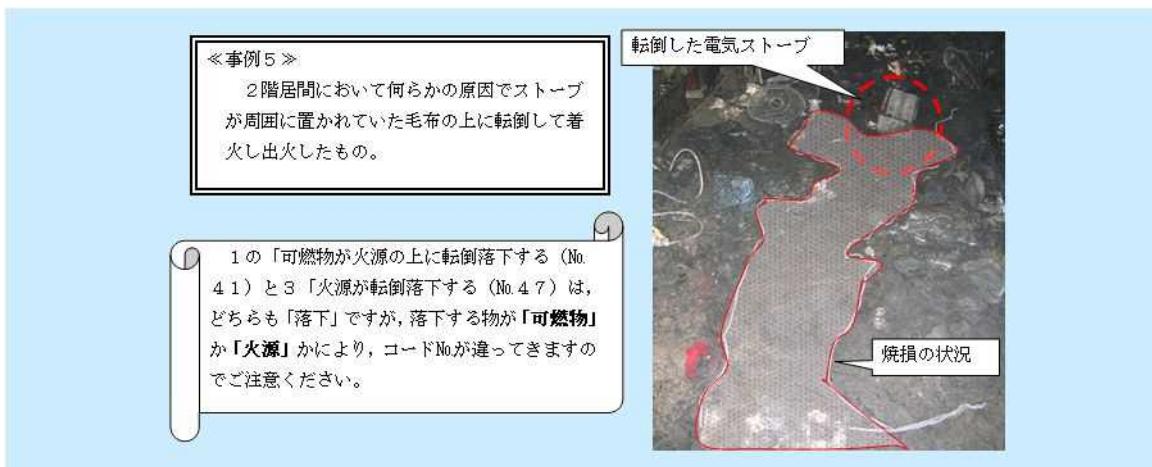
1階居間で電気ストーブに近接した位置で背を向け暖をとっていたところ、ストーブのヒーター部に着衣が接触したことに気付かなかったため、同着衣に着火し出火したもの。



3. 火源が転倒落下する(コード№47)

発火源が距離のある着火物(可燃物)の上に落下して出火した場合は、「火源が転倒落下する(コード№47)」を選びます。発火源が落下や転倒することが、自然(物理的)に起こるか、人が関わって(意図的ではない)起こるかは問いません。

過去5年間に、電気ストーブが原因となる火災で1件発生しています。

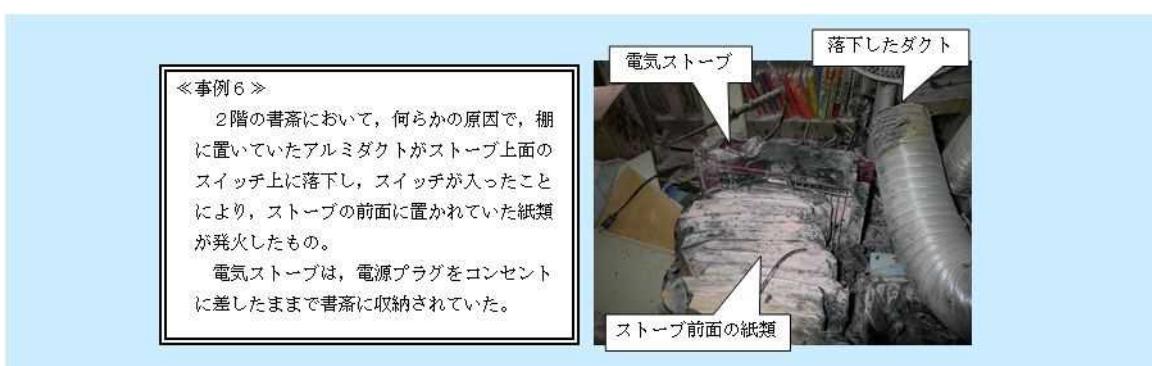


通常、市販されている電気ストーブには、地震などにより器具が転倒した場合、自動的に電源が切れて火災を防止する「転倒OFFスイッチ」が取り付けられていますが、使用者がこのスイッチを作動しないよう、故意に細工していたため、転倒しても電源が切れず出火した火災も発生しています。

◆ 使用方法が不良に基づく

4. 意図なしにスイッチが入る

器具のスイッチが意図なしに入ってしまい、着火物（可燃物）に着火し、出火した場合は、「意図なしにスイッチが入る（No.60）」を選びます。スイッチが入る原因が、自然（物理的）に入るか、人が意図せずに誤って入れたかは問いません。



◆ その他

そのほかにも、熱的な原因で発火した場合の「ふく射熱を受けて発火する（コードNo.35）」、器具機械の材質や構造が不良であったことに基づく「構造不完全・デザイン不良（コードNo.53）」、使用方法が不良であったことに基づく「本来の用途以外の不適の用に用いる（コードNo.66）」といった出火経過による火災も発生しています。

出火原因を決定していくなかで、出火経過の見極めは非常に重要なものとなってきます。出火原因は一つでも様々な出火経過がありますので、火災現場等で関係者から聞き込みをする際には、広い目線で見聞きし、日々の研さんを通じて正確に出火原因を追究すると同時に、火災予防の知識として身に着け、火災の減少に反映させましょう。

スプレー缶の破裂に伴う火災について

最後に、皆さんの中にも最近感じている方がいらっしゃると思いますが、暖房器具火災の中には、ストーブの周囲にスプレー式の殺虫剤、カセットガスボンベ等を置いて使用していたところ、容器が熱せられて破裂し、内部の可燃性ガスに引火して出火するという事例が起こっています。これまでには少なかったのですが、石油ファンヒーターの普及とともに件数が増加する傾向が見受けられます。石油ファンヒーターは炎が見えないことから、器具の前にうっかりと物を置いてしまっている場合があり、一つ間違えば命にも関わる火災につながってしまいます。

市民指導を行う際には、一般的な暖房器具の注意事項と合わせて、スプレー缶の破裂による火災の防止についても、積極的に注意喚起をお願いします。

ガス・油類引火火災の発生状況（過去5年間）



まとめ

暖房器具火災のほとんどは、使用者のミスにより発生しています。器具本体は、年々、安全になってきていますが、使用者が誤った方法で使用すれば、火災に直結するということを市民の皆さんに訴え、火災のないまちづくりの推進をお願いします。

平成27年
11月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

- 役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話: 075-682-0119

ファックス: 075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#)
平成27年11月号 わが社の防火防災自慢

平成27年11月号 わが社の防火防災自慢

ページ番号189641

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)

[f シェア](#)

2015年11月2日



わが社の防火防災自慢

慌てず冷静に、全員ができる防災活動を目指して

株式会社カシフジ

常務取締役 横藤 英雄 氏



事業所紹介

当社は1913(大正2)年に京都市で創業し、国産で初めて歯車を加工する「ホブ盤」を1918(大正7)年に完成させました。戦後は高度経済成長に伴う自動車産業の隆盛とともに、国産ホブ盤の地位を確立しました。その後、オイルショックやバブル経済崩壊などの困難を乗り越え、新製品、新技術を開発し、人に優しく、使う人の立場に立った機械作りを実践し、社業の発展を目指しています。



株式会社カシフジ 本社

社内での取組

当社では、週2回、「安全パトロール」を実施し、職場の整理整頓や不安全状態のチェックをはじめ、防火面では消火器や消火栓の前に物が置かれていないかなどの確認を行い、有事の際に迅速に行動できるようにしています。

救急隊(救護班)を組織し、社員に普通救命講習や応急救手当普及員講習を受講させ、定期的に訓練(ケガの応急処置、AED操作など)を実施しています。

消防隊(消防班)は、新入社員を中心にチームを作り、消火器や屋外消火栓設備の初期消火訓練を実施しています。また、毎年、南自衛消防連絡協議会の訓練大会に参加することで、日頃の訓練の成果を発揮しています。若い世代を中心にしてチームを作ることにより、防火意識を高めるとともに、チームを離れても訓練で体に染み付いた初期消火活動を、各世代でいつでも実践できることを狙いとしています。

また、年に1回、「防災・避難訓練」を実施しています。大地震発生を想定し、避難誘導、けが人の応急処置・搬送、火災発生時の初期消火活動を、社員はもちろん、お客様、納入業者の方など、訓練時間帯に構内にいる全ての方に参加していただいて実施しています。



毎年参加している南自衛消防隊訓練大会での様子

今後の課題

現在、建物の一部に昭和40年代に建設したものがあり、建物はもちろんのこと、消火設備にも古いものがあります。今までには故障もなく、使用可能な状態でていますが、今後も設備点検を継続していくことの重要性を認識しています。

また、ここ数年で建物の増改築を繰り返しており、新しい設備の設置もあり、これらについても、訓練を通して社員全員が使えるようにしていきたいと思っています。

さらに、大災害が発生した場合、訓練はこれまでから実施していますが、帰宅困難者が発生した場合に事業所としてどのような対策（備えや行動）をしておくかということも、今後の課題と考えています。

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話：075-682-0119

ファックス：075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置：[トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#)
平成27年11月号 担当区ぐぐつ紹介

平成27年11月号 担当区ぐぐつ紹介

ページ番号189643

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2015年11月2日



学区の紹介

南浜学区は、伏見区内の中央やや南側に位置しており、東は国道24号線、西は新油小路通、北は大手筋通、南は宇治川に囲まれた地域です。

学区の西寄りには、南北に流れる濠川や東高瀬川、中央には宇治川と並行して東西に流れる宇治川派流など、多くの河川が宇治川に合流しています。宇治川派流の竹田街道付近には、伏見港があります。幕末に京都と大阪を結ぶ水運の拠点として造られた港で、当時は、材木の運搬等で栄えたそうです。そして、町名等に「浜」の付く字が多いのも、当時の名残であると言われています。

また、幕末当時の歴史が刻まれた石碑が学区内のいたるところに建てられており、当時の情景を思いながら石碑を探すと面白いと思います。

伏見と言えば、「水どころ・酒どころ」と言われるように、南浜学区には月桂冠株式会社、黄桜株式会社や株式会社山本本家など、多くの酒蔵があります。新酒が出来れば玄関に杉玉が吊るされ、お酒の香りがほんのり漂う…そんなことをちょっと心に留めながら、南浜を散策されてはいかがでしょうか？

自主防災会の紹介

南浜学区自主防災会は、97の自主防災部が26のブロックに分かれて構成されています。夏には、自主防災部長の皆さんを対象に自主防災基礎研修を行いました。秋には、学区内に3箇所ある避難所で順次避難所開設訓練を行いました。また、冬には学区民全員を対象とした総合防災訓練を行う予定で、年間を通して多彩な防災行事を企画し、実施しています。

南浜学区自主防災会は、西川会長をはじめ防災活動に対する意欲は高く、熱心さに驚かされます。自主防災会の本部役員は、有事の際には、南浜学区自治連合会や各自主防災部長の皆さんと協力して、学区民全員で震災や水災に立ち向かおうと、常日頃から奮闘されています。



南浜学区自主防災会で行われた自主防災基礎研修の様子

消防分団の紹介

南浜消防分団は、菅野分団長以下18名で構成されています。ほぼ毎月、無火災推進日の5日・20日を含めた5日間を分団員の集合日として、夜間パトロール、消防団装備の維持管理、技能向上訓練など、多種多様な活動を行い、学区民の安心・安全確保に力を注いでいます。

また、南浜学区の各種団体とのつながりも強く、地域の各種団体はもとより、学校等の行事にも積極的に参加され、防災活動以外にも数多くの活動を期待され、それに応えられるように活躍されています。

分団集合日以外では、個別に行う自主防災行事や学区全体で行う南浜学区総合防災訓練、自主防災部長を対象とした自主防災基礎研修など、多くの学区民が集まる機会に消火器の取扱指導、倒壊建物からの救出方法、簡易担架の組立指導、応急手当指導など、学区民に対する指導を、団員自らが率先して行っています。

また、予防面では、大手筋商店街で行われる防火パレードへの参加をはじめ、電気器具点検や火災警報器点検などに随行し、高齢者の目線に立ったきめ細やかな防火指導を行っています。さらに、夏に伏見港で行われる「万灯流し」、秋に行われる「御香宮神社神幸祭」や「炬火祭」では、参拝者の安全を守るため、近隣消防分団の協力を得ながら、祭りの数日前から昼夜を分かたず露店等の出火防止指導や巡回警備などを行っています。

消防団活動には、マンパワーが欠かせません。活動をより充実させるために、分団員自身の手で、各町内に、消防団の活動紹介・団員募集のビラを配布しました。南浜消防分団では、あらゆる機会を通じて活動の魅力を伝え、より力強い、より頼りになる消防団を目指し、地域のために色々な活動に取り組んでいます。

学区担当者から

近い将来発生すると予想される巨大地震に対応するため、南浜学区では、南浜学区自主防災会、南浜自治連合会及び南浜消防分団を主軸に、着実に減災に向かっての取組を行っています。この動きを停滞させず、さらに加速させるのが私の使命と心得て、今後も学区民の安心・安全のために力を注いでいきたいと考えています。

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話：075-682-0119

ファックス：075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#) 平成27年11月号 ザ☆救急

平成27年11月号 ザ☆救急

ページ番号189642

[ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます](#)

[ツイート](#)

[シェア](#)

2015年11月2日



救急隊員として勤務するようになって、今年で9年目になりました。周りの方々に助けていただきながら、たくさんのこと学ぶ日々を過ごし、どの現場活動も強く印象に残っていますが、その中でも、特に私が忘れられない現場活動について、今は書かせていただこうと思います。

救急隊員になったばかりの頃の話です。20代女性の呼吸苦症状とのことで出動しました。現場に到着すると、その方はバス停の椅子に座り、家族の方が付き添っておられました。

「くるちい！ くるちい！！」

苦しいという表現であると思われましたが、女性は赤ちゃん言葉のように言っていました。詳しいことを聞こうとしても、女性は同じ言葉を繰り返すばかりで、私の問い合わせには答えられません。付き添っていた家族の方も、突然苦しみ出したことと精神疾患で通院中であること以外はわからないとのことでした。

血圧などを測定しようとしても、不穏状態で器具を外そうとされ、きちんと数値を測定するのが困難でした。やっとのことで測定した血中の酸素飽和度がとても低かったため、酸素投与を実施しました。酸素投与をしても状況は変わりません。「くるちい！」と女性は言い続け、酸素マスクを外そうとするのを私は制止し、現場近くの救急病院へ搬送しました。

救急処置をしながら、私は心の中で、「本当にこの女性は何かの疾患で苦しんでいるのだろうか？」という気持ちをほんの少し持っていました。年齢や精神疾患で通院中であること、「くるちい！」という赤ちゃん言葉での訴えなどから、傷病者の女性の訴えを完全に信じることができずにいました。そして、その気持ちが拭えぬまま、病院に到着しました。

病院のベッドに移乗直後、女性は突然苦しむのを止め、顔からは血の気が引き、目を閉じ、気を失ってしまいました。「えっ、ついさっきまで意識があったのに…。」あまりの一瞬の出来事に、私はとても驚き、言葉が出ませんでした。傷病者の女性の苦しみを100%信じることができなかった自分をとても恥じました。

「この傷病者は、どうして救急要請をしたのか。」

先の現場での経験以降、私はいつもこのことを念頭において活動しています。傷病者の方、その家族の方々が何に苦しんでいるのか、何が気になっているのかをできる限り知りたいと思うからです。傷病者の方の苦しみを理解し、それを軽減させられるよう全力で活動する。どんなに高度な処置ができるようになっても、どんなに便利な器具が使えるようになっても、私は傷病者の方やその家族の方々の心に寄り添う気持ちを持ち続け、今後もこの仕事をていきたいと思います。



▲中央が筆者

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.

現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#) 平成27年11月号 あの日あの頃

平成27年11月号 あの日あの頃

ページ番号189648

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます



2015年11月2日

あの日あの頃
ああ失敗、されど失敗

東山消防署 廣瀬 祐二



私は、日本が経済の安定成長期であった昭和55年4月に、消防学校に入校しました。幸い体を動かすのは嫌いではなく、消防学校でのポンプ操作やロープ渡渉もそれほど苦にはなりませんでしたが、当時、消防学校には30メートル10階建ての訓練塔があり、その最上階からのロープ下降訓練だけは…「今、やれ！」と言われたら、身が縮んでしまうかもしれません。

消防学校卒業後に配置となった西京消防署では、新人ながら救助強化訓練に参加することができました。当時は救助強化訓練も毎日勤務で実施されており、陸上と水上を合わせると総勢50名程の大所帯で行っていました。私は、毎日、炎天下、ロープに無我夢中でしがみついていました。訓練に参加していたメンバーは消防レジェンドばかりで、「要救助者を救出する」ことに全力を尽くし、仲間として非常に強い連帯感がありました。他署の知らない人でも、私が救助強化訓練に参加している消防レジェンドの人たちとつながりがあるだけで認めてくれる…不思議な仲間意識もあり、私の消防人生のルーツと思い、感謝しています。

体を動かすといえば、当時は非直日に各署対抗スポーツ大会が数多く開催されていて、新米はとりあえずフル参加が常識でした。テニス、駅伝、ソフトボール、バドミントンなどなど、お陰で他署の方に顔を覚えていただける良い機会でした。

集まるといえば、花見、バーベキュー、一泊旅行、スキーニー、ラーメン会などなど、とにかく職員同士の親睦を深めるお付き合いがたくさんありました。30年経った今でも続いているラーメン会は、早朝から開いているラーメン店に非番の帰宅途上に立ち寄り、チャーシューを肴にビールを飲み、締めにラーメンを食べるという、体にものすごく良さそうな(?)会です。今の健康志向な風潮とは真逆な生活を、私は送っていました。

いずれにしても消防は「皆、兄弟」、体育会系のノリで、楽しくて厳しいところです。

当時の消防署業務で忘れてはならないのは、受付勤務です。現在は当番員制になっていますが、隔日勤務者が昼夜交代で、消防署の玄関横に設けられた小部屋にて、災害等の受信、来客対応をしていたのですが、当務明けの朝に受付勤務に就くと、1当務分の市内の災害概要が音声で流れ、それを署内報告用に紙に記録しなければならないという、新人消防士にとって難業がありました。何せ業界用語の連続ですので、何を言っているのかわからず、ほとんど外国語の世界で、消防電話で他署の同期生にヘルプを求めたり、必死でした。

私は、少しの毎日勤務を除き、ほとんど隔日勤務をしていましたので、さまざまな災害現場に出動し、数多くの「失敗」をしました。先輩方に多大な迷惑を掛け、また、失敗ではありませんが、ホース延長中に足場板が倒れて死に掛けたこともあります。その失敗の経験を自分の財産として、今も大事にしています。災害現場には同じものは2つとありませんが、現場到着時、周囲の状況をよく観察すると今までの失敗の経験により、どんな危険が潜んでいるのかが、何となく予測できるようになりました。

若い方には、いろんな業務を経験してほしいと思います。訓練も大切ですが、予防課員として企業の幹部の方と折衝したり、指令センター員として119番通報受信で冷や汗をかいたりして、視野を広く持てるようにしてほしいと思います。

私は、消防人として2度の大震災を経験しました。1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災時、指令センターに勤務していましたが、「明日、神戸へ派遣」というときになって急遽中止となり、行くことができませんでした。2011年(平成23年)の東日本大震災時は第2次隊で宮城県南三陸町に派遣され、捜索活動に従事しました。消防生活35年で2回の震災経験を防災指導に生かし、大地震が京都に起きたときには被害が少しでも小さく済むよう、貢献したいと思います。

消防学校卒業時には茶碗の洗い方すら知らなかった私を叱咤激励し、今日まで育てていただいた諸先輩方に感謝し、この原稿を書き終えます。

昭和55年頃
西京消防署にて昭和56年頃
第10回全国消防救助技術大会にて
後列中央が筆者昭和62年頃
醍醐消防分署にて
後列中央が筆者

平成27年
11月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

- 役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#) 平成27年11月号 下京消防署通信

平成27年11月号 下京消防署通信

ページ番号189656

ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2015年11月2日

下京消防署通信



修徳まちづくり委員会は こんな活動をしています！

修徳自治連合会・修徳まちづくり委員会 顧問 小西 宏之 氏

下京区にある修徳学区では、室町時代以来の自治の伝統が今も息づいています。明治2年5月21日、日本で最初に授業を始めた修徳小学校とその跡地の福祉施設を核に、修徳ふれあい広場実行委員会による「サマーナイト in 修徳」(夏祭り)には、洛央校区の住人を含む1,300人前後の人たちが集い、「学区民ふれあい大運動会」や「総合防災訓練」では、毎年、300人以上の学区民が競い、訓練にいそしんでいます。

本稿では、防災減災活動をはじめ、地域の活性化を図るため、我々が、日々、取り組んでいる事例について、いくつか紹介したいと思います。

◇ 防災減災対策と避難所ルールの策定 ◇

今年度は、京都大学防災研究所教授の牧 紀男先生の御指導を得て、防災減災対策と避難所ルールを策定し、「避難所マニュアル」を作成しています。これは、防災減災の基底にある学区民の絆を強める「まちづくり活動」を進めることによって、「自助」も「共助」も共に強化していくという考えで進めているものです。

第1回の防災ワークショップでは、学区民の皆さんが、日常生活の中で、どの場所にいる確率が高いか、参加者に実例を挙げてもらいました。「ガラス窓の多いビルの下を歩いている」「スーパーの中で買い物をしている」「トイレにいる」「入浴中」「家具の多い部屋にいる」などが挙げられ、その場面での安全性や地震発生時の緊急の対応の仕方などを参加者に具体的に検討してもらいました。

第2回(9月16日)と第3回(10月22日)の防災ワークショップは、牧先生の講演と御指導をいただきました。

現在ある「修徳学区防災マップ」は、5年前から改定していません。しかし、これに、災害の発生が予測される場所や救助・救命器材の置かれている箇所、災害弱者のおられる御家庭等、共助の色彩をより強く、また、自助のための危険個所や危険家屋などの記載を追加する必要があります。そのため、第2回防災ワークショップでは、「防災マップやハザードマップをどのようにすべきか」について、参加者全員で考えました。そして、改定した防災マップで、今後、より実践的な図上訓練も実施していくつもりです。

第3回防災ワークショップでは、災害発生時に混乱をきたさないように、「避難所のルール」づくりと「避難所マニュアル」の内容を検討しました。また、傷病者のトリアージと病院への搬送手段も福祉施設「修徳」の協力を得て、独自の対応について記載するつもりです。



京都大学防災研究所教授 牧先生による講演の様子

◇ 景観づくりの模範「修徳まちなみ文化財」 ◇

平成22年、「修徳まちづくり憲章(第2部)町並み編」を策定し、まちづくり委員会(建築分科会)と町内会が、支援団体(京都大学大学院建築学専攻の門内輝行教授研究室や京都府建築士会)や行政(京都市都市計画局 まち再生・創造推進室及び景観政策課、京都市景観・まちづくりセンター)と協働し、修徳らしい町並み形成を話し合う組織を作りました。これは、京都市が進める「地域景観づくり協議会(地域の景観を保全・創出するため、地域住民が主体となって景観づくりに取り組まれる組織を京都市が認定し、当該地域で建築活動等を行う建築主等と、より良い景観形成に向けて意見交換をしていただく制度)」の仕組みそのもので、修徳学区は、平成24年6月に本市の第1号に認定されています。修徳学区では、平成25年度から、江戸・明治型町家、洋館・大正モダン・昭和型町家、平成の町家などの選定を開始し、平成26年度までの2年間に59軒のお宅を表彰しました。選定された建物は、今後、新築される建物の模範として、学区民に注目され始めています。



地域景観づくり協議会認定式の様子



「修徳まちなみ文化財」で表彰した田中染料邸

◇ 地域連携型空き家流通促進事業に賛同して

平成26年度から、京都市の空き家流通促進事業に賛同し、空き家の利活用の活動も開始しました。

まずは、学区民が空き家をどのように問題視しているのかの意見交換を行いました。「裏庭の雑草、害虫がひどい」「屋根の一部が落ち込んできている」「親戚の人が入りこんでたばこを吸っている」などの意見が出され、空き家は地域の安心・安全の課題であるとの共通認識を持つことからはじめました。

修徳消防分団の団員の方々も、防火の立場から強く発言してくれています。

空き家対策を進めるには、学区民が空き家の利活用に夢を描き、その時々の対策に必要な人材や資金を提供していく流れを形成していく必要があります。今年度はすでに、旧日曜学校の地権者の了解を得て、50年以上たまっている塵芥を清掃し、家屋の測量をして、この空き家を含む通りの1/50の模型と利活用の将来像の模型とを、先の「修徳まちづくり憲章」策定時から支援いただいている京都大学大学院の門内研究室の学生さんたちが作ってくれました。第1回空き家問題ワークショップでは、模型を見ながら検討を重ねました。この旧日曜学校が、学区挙げての参加と通りや近隣のにぎわいにつながることが、今後の課題です。



第1回空き家問題ワークショップの様子

◇ 認知症を地域で見守るネットワークの活動

まちづくり委員会、社会福祉協議会、民生児童委員会、女性会、修和会(シルバー会)及び福祉施設「修徳」がネットワークを組んで、一昨年から、認知症を地域で見守る活動を行っています。「早い発見と治療」「ひとりの人格として接する」をモットーに、京都大学医学部木下教授研究室の御協力を得て、相談会や講演会を開催しています。

このように、修徳自治連合会では、地域の活性化とコミュニティの連携を強化するための取組をいろいろ進めています。

平成27年
11月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話：075-682-0119

ファックス：075-671-1195

(c) 2015 City of Kyoto. All rights reserved.



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成27年11月号](#) 平成27年11月号 左京消防団通信

平成27年11月号 左京消防団通信

ページ番号190087

[ソーシャルサイトへのリンクは別ウインドウで開きます](#)

[ツイート](#)

[シェア](#)

2015年11月2日

左京消防団通信

見事に入賞! ～第22回全国女性消防操法大会～



左京消防署

平成27年10月15日、神奈川県横浜市で開催された「第22回全国女性消防操法大会」に、左京消防団女性消防団員(愛称:京の火消し屋小町)が京都府代表として出場し、見事、入賞(12位 優良賞)を果たしました!! 京都府代表としては、平成15年に開催された第16回大会で、野田川町女性消防隊(現:与謝野町)の9位に次ぐ好成績となりました。

「全国女性消防操法大会」は、女性消防団員等が、日頃の訓練で培った消防ポンプ操法の技術を競い合う大会で、隔年で開催されているものです。各都道府県の代表47隊が出場し、京都府からは府内を4ブロック(京都市、丹後、丹波、山城)に分けて順番に出場しており、京都市からは、これまでに北消防団女性消防隊(平成11年)と上京消防団女性消防隊(平成19年)の2隊が出場しています。



出場した女性消防団員一同から、

「全国大会という大舞台で入賞することができました。これまでの長い期間、私たちを支えてくださったすべての皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。」

とのコメントが寄せられました。

京の火消し屋小町の皆さん、入賞おめでとうございました!そして、感動をありがとうございました。

平成27年
11月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195